

正解一覧表

No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10
(3)	(5)	(5)	(4)	(3)	(3)	(4)	(3)	(3)	(1)

1 人身の自由 正解 (3)

- (1) 正しい。 憲法 35 条の令状には、捜索する場所及び押収する物を明示すれば足り、被疑事件の罪名を記載することまでは必要ない（最大決昭 33・7・29）。
- (2) 正しい。 憲法 33 条の「現行犯」には、「準現行犯」が含まれる（最判昭 30・12・16）。
- (3) 誤り。 憲法 37 条 3 項後段は、被告人の国選弁護人選任権を保障しているが、被疑者については規定していない。判例も、被疑者の国選弁護人選任権は憲法上保障されないとしている（最大判平 11・3・24）。なお、刑訴法 37 条の 2 により、被疑者に対しても一定の場合につき、国選弁護人選任権が認められている。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（憲法 38 条 3 項）。これを補強法則という。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（憲法 40 条）。これを刑事補償請求権という。

2 選挙権・被選挙権 正解 (5)

- (1) 正しい。 憲法 15 条 4 項前段により投票の秘密が保障されている。
- (2) 正しい。 両議院の議員の資格は法律で定められるところ（憲法 44 条）、公職選挙法 10 条 1 項 1 号、2 号は枝文のとおり規定している。
- (3) 正しい。 判例は、憲法 15 条 1 項等の規定は、文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、それだけにとどまらず、各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところであるとしている（最大判昭 51・4・14）。
- (4) 正しい。 憲法 44 条を受けて、公職選挙法 11 条 2 号は枝文のとおり規定している。
- (5) 誤り。 憲法 44 条の「選挙人の資格」には年齢も含まれ、憲法 15 条 3 項の選挙における成年年齢についても、法律で定められる。公職選挙法 9 条は、選挙権者の年齢について「満 20 年以上の者」としているが、本法律を改正して「満 18 年以上の者」とすることも可能である。

3 行政処分 正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。行政処分は、国民の権利を制限し、義務を課すもので

あるから、法治主義の原則により、必ず法律の根拠に基づかなければならない。

- (2) 正しい。 枝文のとおり。なお、取り消された行政処分は、処分時にさかのぼって、その効力を失う。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。なお、裁判所は訴訟の提起があった場合に、処分行政庁及び監督行政庁は請求又は職権により、行政処分を取り消すことができる。
- (4) 正しい。 行政処分の附款は、行政処分の効果を制限するものであるから、法令が附款を付すことを認めているか、又は行政機関が自己の意思でその効果を制限できる裁量権が与えられている場合に限り、これを付すことができる。
- (5) 誤り。 行政処分の撤回とは、瑕疵なく成立した行政処分について、将来にわたり効力を維持することができない公益上の新たな事情が生じたことを理由として、将来に向かってその効力を失わせる行為をいう。処分時にさかのぼってその効力を失わせるものではない。

#### 4 行政機関

正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 諮問機関の意見は行政庁を拘束しない。行政庁を法的に拘束する場合は、参与機関と呼ばれる。
- (4) 誤り。 補助機関の意義は枝文のとおり。しかし、補助機関に当たるかどうかは行政庁内部での決裁権限の有無とは関係なく、次官、局長、課長、副知事等のほか、一般職員も補助機関に当たる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

#### 5 犯罪の区分

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 誤り。 即成犯の意義は枝文のとおり。しかし、窃盗罪は即成犯ではなく状態犯（犯罪の結果が発生し終了した後も法益侵害状態が継続する犯罪）に分類される犯罪である。即成犯の例としては、殺人罪や放火罪が挙げられる。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。目的犯の「目的」には、偽造罪における「行使の目的」や、営利拐取罪における「営利の目的」などがある。

#### 6 共犯

正解 (3)

- (1) 正しい。 判例は、強盗の共謀者の一人が、その結果的加重犯としての強盗致傷罪を犯した場合、他の共犯者も強盗致傷罪の刑責を負うとしている（最判昭 22・11・

5)。

- (2) 正しい。 教唆者には正犯の刑を科される(刑法61条1項)。これは、教唆者は、正犯の法定刑の範囲内で処罰されるという趣旨であるから、教唆犯が処罰されるためには、正犯者が処罰されることは必要ではない。
- (3) 誤り。 教唆犯が成立するためには、被教唆者に特定の犯罪を実行する決意を生じさせることを要するが、個々の行為について、その日時、場所、方法等を具体的に指示することまでは必要でない(大判大5・9・13)。
- (4) 正しい。 幫助とは、実行行為以外の行為をもって正犯者を援助し、その実行行為を容易にさせることである(最判昭24・10・1)。幫助の方法は、物理的・有形的なものであると、精神的・無形的なものであるとを問わない。
- (5) 正しい。 判例は、刑法65条1項は真正身分犯に関する規定であり、真正身分犯においては、単独では犯罪を実行できない非身分者も、身分者の犯罪行為に加功するときは、身分がなくても共犯として処罰されると解している(最判昭31・5・24)。

## 7 放火罪

正解(4)

- (1) 誤り。 現住建造物等放火罪(刑法108条)の客体は、建造物、汽車、電車、艦船または鉱坑であり、飛行機はこれに含まれない。
- (2) 誤り。 自己が所有する建物であっても保険に付した物は他人の所有物と同様に扱われる(刑法115条)。したがって、公共の危険を生じなくとも非現住建造物放火罪(刑法109条1項)が成立する。
- (3) 誤り。 放火罪の未遂罪が成立するのは、現住建造物等放火罪(刑法108条)及び他人所有非現住建造物等放火罪(刑法109条1項)だけであり(刑法112条)、自己所有非現住建造物等放火罪(刑法109条2項)の未遂罪を処罰する規定は存在しない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり(大判大7・3・15)。
- (5) 誤り。 放火罪は公共危険罪であり、生じた公共の危険が1つであれば、焼損した建造物等が複数あっても、包括して1個の放火罪が成立することになる。

## 8 逮捕

正解(3)

- (1) 正しい。 刑訴法213条は何人でも現行犯逮捕をすることができることを規定する。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。現行犯逮捕をするには、現行犯人であるという事実を逮捕者が明白に認識する必要があるが、逮捕者以外の何人にとっても明白である必要はない。
- (3) 誤り。 逮捕状の請求権者は、検察官及び司法警察員である(刑訴法199条2項)。司法巡査は逮捕状を請求することはできない。

- (4) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 201 条 2 項・73 条 3 項）。なお、「急速を要するとき」とは、速やかに逮捕しなければ被疑者が逃走するなど事後において逮捕することが不可能又は著しく困難になることをいう。
- (5) 正しい。 緊急逮捕における「充分な理由」とは、通常逮捕における「相当な理由」よりも嫌疑の程度の高い場合をいうが、検察官が公訴を提起し得る程度の高度な嫌疑までは要しない。

## 9 捜査

正解 (3)

- (1) 誤り。 被疑者に弁護人を選任できる旨を告げなければならないのは、司法警察員が自ら被疑者を逮捕したとき、又は逮捕された被疑者を司法巡査から受け取ったときである（刑訴法 203 条 1 項前段、211 条、216 条）。
- (2) 誤り。 手錠を施したままの取調べで得た供述は、反証のない限り、任意性を疑うのが相当である（最判昭 38・9・13）。もっとも、取調べが終始穏やかな雰囲気のうちに進められるなどの特別な事情がある場合には、供述の任意性が否定されるわけではない（大阪高判昭 50・9・11）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 218 条 1 項）。
- (4) 誤り。 刑訴法 220 条 1 項にいう「逮捕する場合」とは、逮捕と時間的に接着していればよく、逮捕着手時の前後を問わない（最判昭 36・6・7）。
- (5) 誤り。 逮捕の現場における捜索・差押えを行うことができるのは、検察官、検察事務官又は司法警察職員である（刑訴法 220 条 1 項）。私人はこれを行うことはできない。

## 10 告訴

正解 (1)

- (1) 誤り。 被害者の「法定代理人」（刑訴法 231 条 1 項）とは、親権者・後見人を指し、破産管財人は含まれない。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（最決昭 28・5・29）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。告訴は、必ずしも犯人の氏名を指定して申告する必要はない。もっとも、犯人と被害者との間に一定の関係が存在するときに親告罪となる相対的親告罪の場合には、犯人を特に指示しなければ告訴の効力が認められない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 241 条 1 項）。ただし、司法巡査は、告訴を司法警察員に取り次ぐことが認められている（犯捜規範 63 条 2 項）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 237 条 1 項、2 項）。なお、非親告罪については、公訴提起後の告訴の取消しも、告訴取消し後の再告訴も認められる。